

# 告発事象に対する態度が告発者への印象に与える影響

甘利 陽樹

本研究では、告発者が所属する組織と、自身が被ると考えられる不利益(実験 1)と参加者自身の告発事象に対する態度(実験 2)の2つの要因によって告発者の印象が影響を受ける可能性を検討するため2つの実験を行った。

本研究では、近年企業や近年、企業や組織の不正・違法行為が内部告発によって次々と明るみになり、組織の健全さや公正さを求める世論は大きな社会運動にもなっている。有名な例として挙げられるのは、Facebook 社で有害コンテンツが積極的に表示されているという告発(2021・米)、NSA(アメリカ国家安全保障局)やイギリスによってインターネット傍受が行われているとのエドワード・スノーデン氏による告発(2013・米)などである。日本でも、船場吉兆における菓子の食品偽装問題(2007 年)、スポーツ界では日本大学アメフト部のラフプレー、女子レスリングや体操の五輪代表で起こったパワーハラスメント問題(いずれも 2018 年)などは世間からの注目と非難を集め、関係者の解任や除名に至ったケースもあった。日本で起きているような不正に対しても、内部告発という手段は依然有効であると考えられる。

しかし、内閣府(2003)や消費者庁(2016)では、内部告発そのものの印象は一貫して非常にポジティブなものとして考えられている一方で、告発者に対して減給や降格など様々な不利益が生じる。また、告発によって組織の評判が落ち、業績悪化などが生じる。そのため、告発者が所属している同じ組織に属していた場合、給料の減額や自身の評判の悪化などが考えられる。そして、周囲の人々から告発者に対する印象はそれら不利益を考慮したことによって、ネガティブな印象に転じる可能性がある。

このことから、実験1では、告発者が同じ組織に属しているか否かを検討するために、告発者が同じ組織に属していれば、告発者が無関係な組織に属しているときよりネガティブに評価されるという仮説1と、告発者と参加者が所属する組織の違いが告発者への印象に影響を与えるプロセスの中で、自身に降りかかる不利益が媒介されるという仮説2を立て、シナリオ実験にて検討した。この結果、仮説1と仮説2が棄却され、告発者が同じ組織に属しているかどうかや、告発によって被る不利益が告発者の印象に差がもたらされることがないことがわかった。しかし、個人の内部告発そのものに対する態度と告発者の印象に正の相関が見られたことから、実験2では告発態度が告発者との印象に影響を与えていることを検討した。また、不正・違法行為を告発した場合と、そのような行為を黙認した場合において、印象に差が生じるかどうかを検討した。

以上の議論より、実験2では内部告発そのものを行う場合と、不正行為を黙認した場合において内部告発をした人物がよりポジティブに見られるということを仮説3として、また、実験1より、不正行為に対する態度や、告発行動そのものに対する態度が相関しているということから、特に内部告発者の印象には告発者を観察した人物個人の告発態度が良ければ告発者への印象が向上するという仮説4として、検討した。その結果、t 検定によって、不正行為を黙認した人よりもその行為を告発した人に対して、印象がより良く評価され、仮説3が支持された。また、告発一般態度、条件を独立変数、同僚への印象を従属変数とした重回帰分析を行った結果、内部告発者の印象は告発者を観察した人物個人の告発態度が良ければ告発者への印象が向上するという仮説4が支持された。

本研究における 2 つの実験から、明らかになったことは不正を黙認するよりも告発した方がポジティブに評価されること、告発者の印象を評定する要因は所属している組織の違いや告発によって被る不利益

という要因ではなく、個人の告発態度によって左右されることが主な要因として考えられるということが本研究から明らかとなった。

本研究では告発は良いものとして捉えられていることがわかったことから、今後告発をしなければならぬ状況になり、さまざまな葛藤で苦しんでいる方々には「周囲の人々」はポジティブな印象を持っていると自信を持って欲しいと告発をしようとする人々に感じる。加えて、告発のポジティブな効果を従業員や組織のメンバーに伝えることによって、告発に対して良い印象を持ち、告発者へもポジティブな印象を告発者に対して持つものだと考える。そして、不正や違法行為を臆さずに止めさせる雰囲気組織内で醸成されると考える。(社会心理学)